

西教総第914号
令和2年8月4日

町立小中学校 保護者 各位

西原町教育委員会
教育長 新島 悟

町立小中学校における夏休み明けの登校について

残暑厳しき折、保護者の皆様にはいかがお過ごしでしょうか。日頃より各学校の教育活動並びに新型コロナウイルス感染症拡大防止対策へご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、沖縄県においては、新型コロナウイルス感染症警戒レベルを「第3段階」に引き上げ、去る7月31日には、県民の不要不急の外出の自粛等を求める県独自の緊急事態宣言も発出しています。

西原町教育委員会では県の緊急事態宣言を受け、各学校におけるこれまでの感染症拡大防止の取組の更なる徹底と継続を指示し、夏休み明けの登校については町及び近隣市町村における感染状況等を鑑み下記により実施することといたします。

つきましては、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

< 夏休み明け1週目の登校について >

- 1 期 間 : 令和2年8月11日(火)～8月14日(金)
- 2 登校方法 : 通常通りの登校とする。(通常日課、給食有り)
※但し状況が変化した場合は次の対応を行う。

3 状況が変化した場合の対応等

- (1) 8月11日(火)は通常通りの登校とする。
- (2) 8月12日(水)～14日(金)は、給食ありの午前授業とする。
- (3) 上記の判断は、8月11日(火)の午前中までに決定し学校ホームページ及び学校メーリングサービスでお知らせします。

※8月17日(月)以降の登校については、「沖縄県緊急事態宣言」の継続・解除や県教育委員会からの通知、西原町新型コロナウイルス対策本部会議等の提言等を踏まえ、8月14日(金)の午前中に決定する予定です。決定内容については、学校ホームページ及び学校メーリングサービスでお知らせします。